

令和6年

総務委員会

3月11日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和6年3月11日

午前10時00分 開会

午後零時53分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	中 堀 りゅういち
委員	岡 島 ゆみこ	委員	林 ゆきひろ
委員	月 岡 修 一		
議長	鵜 飼 貞 雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅 井 俊 一	議事課長	深 草 広 治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺 島 慎 二	庶務担当係長	福 田 悦 子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	土 屋 正 典
行政経営部長	小 串 真 美	市民生活部長	宇佐見 恭 裕
教育部長	高 木 安 司	秘書広報課長	伊 藤 克 代
企画政策課長	萩 野 昭 久	公共施設管理課長	中 田 勝 次
情報システム課長	長 野 直 之	財政課長	浦 倫 彰
総務課長	山 田 隆 貴	防災防犯対策課長	堅 田 直 寛
税務課長	加 藤 健 治	債権管理課長	小 川 正 寿
共生社会課長	松 本 小 牧	市民課長	杉 浦 由 季
会計管理者 兼出納室長	近 藤 恒 明	学校教育課長	秋 永 亘 正
監査委員事務局長	平 下 義 之		

5. 傍聴議員

青 木 けんじ	鈴 木 智 和	浅 井 たかお	こんどう のぶお
いとう ひろし	服 部 龍 一	武 谷 としお	毛 受 明 宏
三 浦 桂 司	一 色 美智子	堀 内 ち ほ	清 水 義 昭

ふじえ 真理子

6. 傍聴者

2 名

午前10時開会

○総務委員長（郷右近 修議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は10の議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続いて、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） おはようございます。

本日の総務委員会、結構ありますね、議題が。最後まで全力を尽くして審査のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機としたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、御承知おき願います。よろしくお願いします。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い、会議を進めてまいります。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合には意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

また、反問を終了するときにも意思表示を明確にされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、議案第15号 豊明市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者からの説明を求めます。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） それでは、議案第15号 豊明市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明させていただきます。

この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるため制定するものでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第1条は目的で、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会を実現することを規定するものです。

第2条は用語の定義を定めたもの。第3条は条例の基本理念を定めたものでございます。次のページをお願いします。

第4条は市の責務の規定で、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し実施することを定めたもの。第5条及び第6条は市民及び事業者の責務の規定で、それぞれ基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策の実施や支援について理解を深めることなどを定めたものです。

次のページをお願いいたします。

第7条は総合支援窓口の設置について定めたもの。第8条は相談、情報の提供等について定めたもの。第9条は経済的負担の軽減。第10条は心身から受けた影響から回復することができるような生活支援。第11条は居住の安定で犯罪被害者等への支援内容を定めたもの。第12条は人材の育成等について定めたもの。第13条は広報及び啓発について定めたもの。第14条は個人情報の適切な管理について定めたものです。

次のページをお願いいたします。

第15条は意見の反映について定めたもの。第16条は支援を行わないことができる場合を定めたもの。第17条は委任についての規定です。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 すみません。第2条の法第2条第1項に定める犯罪等というのは何のことを指すのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 犯罪等につきましては、法のほうでは犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のことを言っております。具体的には殺人や強盗、放火、不同意性交、傷害等、そういったものの刑罰を科せられる行為のことを言っております。これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というのは、刑罰を科せられる行為ではないんですけれどもそれに類似する行為ということで、例えばいじめ、虐待、DV、ストーカー行為、そういったものが該当しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 以前質問で出たんですが、ちょっと早過ぎて聞き取れなかったんでもう一回だけ聞くんですけど、県内で今これ実施されているのは4件あったと思うんですが。

○総務委員長（郷右近 修議員） 少々お待ちください。

答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 5市ですね、現状ありますのが。まず、名古屋市様、あとは大府市、東海市、知多市、一宮市ですね。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 第10条ですけども、市は犯罪被害者等が心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復する、そのための医療サービス、福祉サービスと書いてありますが、心理的外傷と言われるのは、本当に自分が死に至ると覚悟するぐらいの恐ろしい、怖い、そういった犯罪に遭ったことを指すんです。そういったことを経験された、まして外傷があるような方が、この保健医療サービスと福祉サービスということについてどのようなことを具体的に考えてみえるのか、ちょっとお答えいただきたいんですが。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先日の議案質疑でも少し触れさせていただいているんですけども、基本的に被害者の方が困っていることというのはその方の状況によって大分変わってくると思っております。そういった状況を踏まえて、例えば被害者の方にお子様がいらっしゃったりとかしたときに、急遽被害に遭ったときに、いろんな手続とかを含めてやらなきゃいけないことは当然出てまいります。そういったときに例えば一時保育であつたりとか、そういった例えば二次被害的な被害であつたときにいじめに遭つたりとか、いろんな状況で困ったところが出てきたときに、個別に何か改めてやるということではなくて、私どもの考え方としましては、市も全庁的に対応していくということで、その方その方に必要なことを聞き取りしながら、それに対して対応していくという形になりますので、今一例として一時保育とかを挙げさせていただいたんですけども、その方に必要な施策をいくということになっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに。

月岡委員。

○月岡修一委員 そういったことも必要な範囲、範疇だと思いますが、今一番私が気にするのは、やはり大きな事件に巻き込まれて自分の体も痛められて精神的に追い込まれたような事件ですと、事件が一旦回復したように思っても、なかなか心理的に恐怖心とか外に行くのが怖いとか、例えば同じ犯罪者が近くにいるんじゃないかとか、妄想に陥ってしまう。そういった精神的な部分を補うことも必要かと思うんですが、もしそういった人が心理的な面で困っていますといったときに、市の対応というのはどのようにされるのかなということが一番重要なんですけど。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 委員からの御指摘もありますけども、市のほうで当然カウンセリングとかそういったことも必要になってきますので、そういった市の対応をするところの部署が対応することにもなりますけども、同時に、これ、国とか県とかを含めて、もともとの犯罪被害者に対する支援というのは、市だけでやる、また、国だけでやる、県だけでやるということではなくて、全ての方と一緒にやっていただく、これは市民も含めてなんですけども、そういった方で、例えばファミサポとか言われるところもあつたりとか、そういったカウンセリングをやっていただいているところ、そういった

ところにも当然援助といいますか、支援を頼む形になりますので、そういった事業者の方とかを含めて、そういった形で一緒になって対応していくというふうに考えていただければと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質問は。

月岡委員。

○月岡修一委員 今回のサービスは専門的にサービスをする側としての考えで、いろいろ準備していますよということはよく分かりますが、こういった被害者がこういった10条のところで何かサービスを受けたいというようなときに、果たして自分の精神の状態がこういうふうですということを訴えた場合に、それを受け止めてあげることができるのかなという思いがあるんですね。つまり、1年2年たっても10年たっても被害者の心というのはなかなか消えるものではないんです。私が保護司をやっている立場でちょっと物事を申し上げたんですけど、本当に恐ろしいぐらいに人間の心の底には意外とも思える心理的なものが残っているということがあるんですね。それをカウンセラーとか、ある程度回復できるような状態に持って行ってあげないと、二次的にやられた人がとっさのときに加害者になってしまう、そういった条件も実はあるわけです。そういったところを果たして医療機関とか専門医が本当に回復できるまで面倒見のことを指しているのか。ただ、役所としては、こういう機関がありますからそういうところへ行ったらどうですかという、その程度で終わることなのか。その辺のことをちょっと詳しくお尋ねしたいんです。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員はそういった専門家ということからの御指摘をいただいていると思うんですけども、基本的に私も研修、今回の条例制定をするに当たっていろんな研修を受けさせていただいて、今おっしゃっていた何年たってもそういうことが出てくるというフラッシュバックがあるということは被害者の方から伺っております。そういったことに、そのときどういった状況になっているかというのを寄り添えるかということが一番重要になってきますので、例えばこれ、犯罪被害者ではなかったとしても、今の現状でも市役所としてはそういった相談窓口にお越しいただいていけば、そういった御相談は当然お受けしておりますので、そういった状況で、例えば急にフラッシュバックが起こったときに何が急に困ったか、急に仕事に通えなかったりとか、そういったことも出てくる可能性はありますが、そういったときの就業の支援であったりとか、そういったことを専門家を含めて一緒にやっていくという形になりますので、今現状でその方

がどういう状況かという形はすぐ分からないものですから、その方その方に合った対応をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

(もう一つだけの声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 今大変重要なことを答弁いただいたんですけど、フラッシュバックというのは何年かたって起こり得ることもあるしとっさ的に起こるわけですけど、そういうことで被害者を救済しようと思うと、年数を追って、その人の年数を追って、毎年のように何か経過報告を見るような、役所のほうで確認できるような状況に置かないと、一旦医療機関にお願いして精神的なものは回復したからいいだろうということで社会に出てもらう。しかし、何らかの原因でまた突発的にフラッシュバックが起こったようなときに、そういう自体は市のほうで把握はできないわけですね、はっきり言って。そのことを私は一番心配するわけですけども、特に突然、自分が幸せに歩める状況にあったものが不幸に陥った、このような悲しみのある人は非常に難しいんですね。人の幸せを見れば自分はなぜかという、逆に加害者になりかねないという、そういう精神的に追い込まれてしまうので、ですけど、こういう医療効果でこの条例はある程度のところまでは紹介しますが、あとは全て医療機関と専門医にお任せするということになるということですのでよろしいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） そうですね、全て専門機関とかそういった他所という意味ではなくて、基本的には当然被害者の方も今後の、被害を受けて生活、でも、その方についても生活がございます。生活再建ということ、当然していかなきゃいけないので、そういった国、県、市含めて全ての方で援助していく、バックアップしていくという形になります。今の話で、例えばフラッシュバックとかで一番やったのが、支援とかというよりも、後にも出てきました二次被害、そういったところが一番やっぱりちょっと被害者の方は心にこたえとか、そういったことをおっしゃっておいりましたので、例えば実際の話、支援、被害に遭った、ある程度再建したときに心に負った傷で、例えば何げない一言とか、そういったことがそういったフラッシュバックとか余計に心を傷つけるという形になりますので、市というのもそうなんですけども、市民の方、事業者の方、そういった方が一緒になってその方に対して寄り添っていただくということで、具体的にどうこうということも当然ありますけども、そういった感じで全体的にバックアップしていくという

ような感じで今現状では考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 宇佐見部長。

○市民生活部長（宇佐見恭裕君） 少し補足をさせていただきます。

誰一人取り残さないという精神で、豊明市、向かっておりまして、重層というような形で進めてまいりますので、ずっと寄り添っていきたいというふうなイメージで進めていきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、第2条の定義の部分で、先ほど、犯罪等のところの定義、おっしゃっていただいたんですけど、例えば空き巣だったりとか特殊詐欺とか、そういったものもこれは対象になるのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 基本的には刑罰の規定になりますので、こういったのも対象になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、第11条のところの居住の安定というところで、本会議でも質疑がありましたけども、来年度の当初予算で30万円ほど予算が上がっておりまして、一時避難としておおむね1か月程度でしたっけね、ということだったと思うんですけども、でも状況によって、例えば被害者の方がもう少し必要だとか、そういったことになれば延長したりとか、そういったことも可能なのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 要綱上は、原則は1週間という形になっております。ただ、今お話をいただきましたとおり、例えば1か月とか、その方の状況によって変わってまいりますので、そういったところは市長が定めたという形で、その方の状況をお伺いしながら、原則という形にはなっておりますけども、それではさっと切るというようなことは考えておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、第10条のところで、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるようにということですけども、やはり、今、先ほどの説明を聞いていますと、市にある既存のサービスを紹介していくというようなことだったんですけども、例えば介護が必要というか、介護を家でやっていたとしたら、それなりの介護認定を受けているかなと思うんですけども、やっぱりそういった介護認定がないと受けられないのかということもありますし、あと、障がい者の受給証がないとやっぱりそういった障がい者のサービスは受けられないのかなと思いますけど、その辺りが何かこういった対象になることで緩和するとか、そういうふうなイメージではなくて、あくまで通常のもので紹介するという、そういうイメージなのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 障害認定とか介護認定、私はちょっと専門家じゃないのではっきり詳しいことは分からないんですけども、基本的にはそういったのは当然認定する基準というのがございますので、そこで犯罪に遭われたから障がいの基準が緩くなるとかそういったことは無いはずですが。ただ、今、先ほどから繰り返しになってはいますが、その方がそういった状況に陥ったときにどういったことで困っているか、例えば先ほど申しあげました手当、障がい例えば軽かったとしても、そういった形で例えば何か出歩くのに困っているとかがいろんなこと、そういった形の寄り添いとか、そういったような感じになりますので、級がそこで緩和するとかそういったことは無いという形で考えていただければと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、条例はほとんど理念だけの状態かなと思うんですけど、要綱でどういった具体的な支援メニューというのを書いていくのか。先ほど、住居の支援だと1週間程度というようなお話がありましたけども、要綱ではどのように書かれているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君）　今回条例と同時に制定します要綱につきましては、一時避難施設の提供に関する要綱という形になっておりますので、前回の議案質疑だったかな、ちょっと御質問があったかと思うんですけども、基本的に豊明市の考え方として、一時給付金とか、他市町さんで先行しているところは一時給付金とかというやり方もございます。ただ、私どもの考え方としては、まず、被害者の方が一番何に困っているんだろうというところに考えたときに、犯罪がやっぱり発生した当初というんですかね、そういったところが一番困るのかなということで、例えば自宅で犯罪に遭われたときとか、先ほどありましたけども、その場にすぐに帰れないときとか、そういったときに、そこら辺を一番最初にフォローする、ケアするというのが一番大事かなというふうに考えております。例えば警察のほうで、犯罪が起こったときに最初にやっぱり警察というのが一番最初にあるんですね。警察さんというと当然犯罪者を捕まえるところまでがやっぱり一番最大のお仕事になりますので、その後のフォローができるというのはやはり国、県、市というそれぞれの自治体という形になりますので、例えば国のほうとか県のほう、これも一時給付金、ございます。でも、一時避難施設という形の手当というのが県警ではあるんですけども、その後をつなぐのがないということで、豊明市としてはそこを一番重点にしたいなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　なので、支援メニューは、住居の支援と一時のそういった住居、あとは既存のものを紹介していくというようなことなんですけども、先ほどちょっとお話がありましたけども、あと第15条のほうでもありましたけども、そういった犯罪被害者の方から意見を聞いて施策に反映していくというのがあるんですけども、やはりなかなか被害者の当事者となると、やはり精神的に大変だということもあって、直接お話を聞いたりとか相談とか、なかなかできないような状況も想定されるんじゃないかなと思うんですけども、これはどのようなイメージなのか、意見を聞くというのが。相談に遭われた直後に聞くというのがちょっとイメージが湧かないんですけども、どういうふうに考えていますか。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君）　犯罪に遭われた場合、一番最初、先ほどの繰り返しになりますけど、一番最初にやはり対応するのは警察という形になります。当然ながら警察のほうでも被害者の方の状況をお伺いする形になりまして、今まで条例がない場合はそ

こで国とか県とかのそういった一時給付とか、そういった形の手当にはなるんですけども、市が、私どもが条例を制定する最大の理由は、市町村も含めた、先ほど既存のサービスという話もありましたけども、そういった市が行っている既存のサービスと組み合わせることができるというのが一番大きいかなと思っております。それで、私のほうが研修で受けて一番思ったのが、やっぱり市がやるというのは、市町村がやっぱり住民の方に対して一番近い機関という、行政機関という形になりますので、やはりなかなか、例えば弁護士さんでもそうなんですけども、なかなか敷居が高い、警察のほうでもそうなんですけど敷居が高いというのがあるんですけど、やっぱり市役所というのは、そういった意味では一番被害者の方からしてもふだんから付き合いがあるというか、そういったところがありますので、一番敷居が低いという形になっておりますので条例の制定の意味があると。同時に、さっきありました、まず警察の方と対応されます。同時に市が条例を制定するに当たりまして、これは市のほうにもそういった情報が当然入る、お互いに共通して情報を共有する形になりますので、今おっしゃっていただいております被害者の方というのはすごく心に傷を負っておりますので、なかなか自分からという形はできないと思います。それはもちろんだと思っています。だから、市とそういった警察、国、県と情報共有しながら、その方がどういったことに困っていらっしゃるのか、あるいはそういった先ほどのカウンセラーも含めてなんですけども、そういった方を一緒に交えながら市としてどういったことができるのかということと一緒に考えていくという形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどもですけど、本会議でもあったんですけど、被害者の方の弁護士相談ということで、愛知県の弁護士会だったりとか法テラスさんを紹介してというような話ありましたけども、多分ホームページ等を見ると、最初の初回だけなんです、無料が。またさらに継続して相談していくと結構お金がかかってくるんですけども、そういう相談費用の支援、先ほど支援金等は本市ではないということなんですけども、そういうものというのも考えてないんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 支援については、先ほど法テラスとかがありまして、弁護士会もあります。また愛知県のほうもそういった制度を設けておりますので、全部を豊明市だけでということは正直難しいと思っております。繰り返しになりますけど、豊明

市だけではなくて、国、県、市、市民、事業者全てで支えていくという形になりますので、豊明市のメニューがなかったとしてもそういったところを含めながら一緒にやっていくというような感じで考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 他市の条例でもいろいろ支援金をはじめ、家事代行の支援だったりとか配食サービスとか、いろいろ独自のというか、考えて制定されているんですけども、本市はそこまでは考えてないというか、やらない。ほかで紹介してやっていくということですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、繰り返しになりますけど、当然その市、その市というか、考え方もございますし、私どもとしては、今回の条例の制定の意味というのは、意義として、繰り返しになりますけど、国、県、市、関係機関含めて全て、これは市民、事業者も含めて全てで対応すると、お願いするという形になります。先ほど、15条だったかな、意見の反映というところもありましたけど、例えばこれも、これまでも国、県含めていろんなそういった被害者の方とかの意見をお伺いしながら制度をいろいろ改善しております。豊明市もこれで制定したからそれで終わりということではないということだけ御理解いただければと思います。当然ながら、そういった実際の被害に遭われた方とかを含めて、そういった形の御意見は当然頂戴していきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の15条で、本会議で被害者支援に携わる団体等に聞くというようなお話もありましたけども、そういったところで必要な施策等、アンケート調査というのはされたのか。あるいは、また今後そういったものを行う予定はあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） アンケート調査とかそういったことはやっておりま

せん。今回の意見の反映というのは、今後、私どもとしては、いろいろ私自身も含めて、研修とかを含めて、他市町、愛知県様、そういったいろんなところで研修を受けさせていただいて条例、これは県とも相談しながらつくった条例でございます。ただ、繰り返になりますけども、この条例の制定の意味として、全体、市、国といいますか、社会全体で支えるということになりますので、これはそういった幅広い意見は今後も受け取っていくというような感じになりますので、一般的なアンケート調査とかそういったことでやれば当然ながらいろんなこれはやったほうがいい、やったほうがいいというのは当然ありますし、それは今までの先行事例の自治体様からもお伺いしておりますけども、それについては、今後またいろんな形で反映していきたいなと思っております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 警察から市に情報が入ることなんですけど、市側から何か被害者さんにアピールとかしていくという前提で入ってくるということですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 市側からといいますか、そういった当然被害者という形になった場合、その方の状況というのは当然私どもも把握する必要があるという形になれば、基本的には、私ども、犯罪になるというのは、市役所は絶対情報を持っておりませんので、基本的に警察、先ほどの支援窓口の総合支援窓口が、ごめんなさい、防災のほうが一応代表の窓口になるんですけども、警察との接点が一番多いのが防災という形になっておりますので、私どもからと県警のほうという形で両方やり取りして、その方がどういう状況かとかを含めてまず情報をお伺いするという形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 副委員長。

○中堀りゅういち委員 すみません、次なんですけれども、総合窓口の設置ってあるんですが、どういった方がここの窓口での御対応されるのかが1つと、あともう一つ、もうこれで終わりにしちゃいますので、もう出てたら申し訳ないんですが、被害者に遭われた御家族とかのそういった、その方もすごい心身的障がいとか何か来した場合も含めて、この2点、お願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） すみません。先ほどのお話の、私のほうがちょっと先走ってお話ししたんですけども、基本的には第1の窓口としましては防災防犯対策課を考えております。そこで最初にそういった状況をお伺いして、関係部署と一緒に考えて、先ほどちょっと部長のほうからありましたけど、重層とかも改めてやっていく形になりますので、重層であったりとか既存の福祉部局とか、そういったところと一緒にやっていくという形になります。

被害者の御家族の方というのも、当然これは被害者等という形で定義のところにあります。なっているんですけども、こちらのほうが、当然犯罪被害者等の中には被害を被った方の家族または遺族というのも含まれておりますので該当されます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この議案も迷ったんですけど、反対したいと思います。

被害者等を支援、推進していくということには大賛成でありますけども、この条例の自身を考えたときに、やっぱりもっと検討し直して出し直すことを求めたいなという意味で反対したいです。

豊明市ではやはり大きな被害があったところでもあるということもありますけども、そういったことが全然反映されてないなというふうに思いました。先日、講演会も開催してやっておりましたけども、やはり遺族の方に損害賠償金がなかなか振り込まれないというような状況だったりとか、いろいろ弁護士費用とか医療とか交通費等がいろいろかさんでくるだったりとか、仕事もなかなか続けることが難しいとか、収入が減っていくというような、そういう非常に難しいような状況というか、厳しいような課題、たくさん出ておりましたけども、そういったことがこの条例の中で全然反映されてないなと。愛知県内で制定されている市町を見ても、先ほど5市町、挙げられておりましたけども、一応全部条例を見させていただいたんですけども、ほかの自治体だと、例えば経済的負担の軽減のところに給付金支援など必要な支援を行うと、そういうふうに書いてありますけど、本市の場合は、経済的な助成に関する情報の提供及び助言、その他必要な施策を講じるということ

で、非常に愛知県内の中で比べても消極的な条文だなというふうに思っております。愛知県内で早いほうというところで、その点については評価はできますけども、岐阜県、お隣、岐阜県では全市でもう制定しているというような状況ですので、やっぱりそういった先進的なところをしっかりと研究していただいて、具体的な支援も住居支援の1か月のみということなので、やっぱりすごい冷たいなというふうに思いましたので、考え直して、もっとより充実させて出していただくように求めて反対としたいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 議案第15号について、賛成の立場で討論いたします。

条例のほうを見る限りは理念条例かなというところもございまして、まずはその条例を制定するのを最優先にさせていただいて、その後は細かいところは要綱のほうで補足していただければなというふうに思っております。

先ほど林委員からもありましたとおり、豊明市は未解決の非常に大きな悲しい事件があった市町でありますので、そういった辺りもどうか酌み取っていただいて、要綱のほうで今後肉づけしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、月岡委員。

○月岡修一委員 議案第15号、賛成の立場で討論させていただきます。

やはりこういう条例が制定されることが重要かなと思います。要するに、条例に基づいて市の委託を受けて働いていただく、動く、医療機関とか保健関係の方、心理的な要素が一番大きいかもしれませんが、そういった数々の医療機関の人たちの意識もやはり変わってくるかなと思います。こういう公的機関の条例が制定されないと、そういった意識も医療機関のほうには生まれてこないということがありますし、先ほど重層的な支援体制ということをおっしゃいましたけど、まさしくそういったことが一番重要かなと思います。被害者を1人にしない、そして加害者を増やさない、そういったことを実践していくためにはやっぱり重層的な支援という、大勢の方の目、意見、心で被害者を助ける、そういったことが肝要かなと思いますので、この議案、条例については賛成と申し上げます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長（郷右近 修議員） 賛成多数であります。よって、議案第15号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましても、理事者からの説明を求めます。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） それでは、議案第16号 豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正をする必要があるためでございます。

今回の法改正、マイナンバー法になりますけれども、法改正で法別表第2が削除されました。法別表第2は、他機関への特定個人情報の提供に関する範囲が定められており、情報の照会者、利用できる事務、情報の提供者、提供する特定個人情報の内容を規定しているものです。本条例の中に法別表第2の文言を用いて法の規定を引用している箇所があるため、該当箇所の条文を修正するものです。

それでは、内容を御説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

第2条に、第5号として特定個人番号利用事務、第6号として利用特定個人情報の2つの定義を追加します。

第4条第1項及び第3項中、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同じく第4条第3項中、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めます。

なお、附則として、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、条例改正の第2条の（5）にあります特定個人番号利用事務、

これは具体的にどのような事務なのか、説明をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 今回新たに定義しました特定個人番号利用事務は、改正後のマイナンバー法の19条第8号の中で法別表に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものと規定しております。こちらが現行のマイナンバー法という法別表2の中で規定されているものがこのたび省令で定めるものというふうになりましたので、現行ですと児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務ですとか、市町村長が行う地方税の賦課徴収に関する事務等々、現行の法別表2では120ほど掲げられておりますが、そのような事務が今度省令のほうで定められるかと考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 市民としての利便性がこれによってどういうふうになるかの具体例がもしあれば教えていただきたいです。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 今回、マイナンバー法の改正で法別表2が廃止されて各省庁の省令で規定するという形になりました。新たにマイナンバーを利用して情報連携をしたいときは、その都度法改正が必要になっておりました。法改正ですと時間が1年ぐらい必要になるところを省令で規定する場合は3か月ほどで規定ができるということで、情報連携が迅速になされる、スピードアップが図られるというのが今回の改正の目的でございます。情報連携が迅速にされるということは、何らか給付金等を国がやりたと言ったときに、市民が手続をするときに提出書類が不要になったり、あと、手数料が要らなかったりということで、その辺の負担軽減が図られるのではないかと考えております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第16号ですけども、これは反対したいと思います。

この条例の改正の背景で、先ほどありましたけども、マイナンバーのカードの利用によっていろいろ事務の連携だったりとか迅速に図られるということなんですけども、そういった法改正等をしなくても省令で定めることができるということで、マイナンバーカードの利用が、その利用の事務がより拡大といいますか、できるようなことが背景にあるということがあります。国の法整備によって今どんどんマイナンバーカードの利用範囲というのは拡大しているところなんですけども、こういった市の条例等ですね、関与しなくてもこういった省令の整備によってどんどんどんどん情報が連携されて国が利用できるようななったりとか、国民の理解なくそういったことが進んでいくというような背景も感じるわけです。なので、今回、市の立場としては国の法改正で別表第2がなくなったので変えなければならないという、そういう立場は理解しますけども、そういった国のこのマイナンバーの利用範囲の拡大だったりとか、そういったことがやはり危機感を感じますので、それにちょっと賛同できないため、この条例に反対したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 議案第16号について、賛成の立場で討論いたします。

上位法の改正に伴う条例の一部改正ということですので特段申し上げることはないんですが、先ほど答弁の中で、いろいろと今後スピード化が図れるということですので、とりわけ日本は、我が国は世界から見てもこういった情報のデジタル利用等々に関しては遅れている国でありますので、国のほうとしてもそういったところを着実に前進したいという意気込みが感じられますので、どうか前向きに進めていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第16号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 分かりました。賛成多数でございます。よって、議案第16号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号 豊明市地域公共交通会議設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者からの説明を求めます。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） それでは、議案第18号 豊明市地域公共交通会議設置条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路運送法の改正に伴い、地域公共交通の運賃、料金は地域公共交通会議とは別の会議体で協議することとなったためでございます。

それでは、内容の御説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、地域公共交通会議の協議事項を定めている第2条第1号中の乗合及び運賃、料金を削り、また、庶務規定を定めている第10条を削り、第11条を第10条とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、運賃や料金を公共交通会議ではなくて別のメンバーで行うようになったということなんですけども、まず、別のメンバーというのはどういったメンバーなのかということと、そういうふうに公共交通会議ではなくてそういうメンバーで行うようになった理由というか、背景をお聞かせください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） まずメンバーなんですけども、該当する運賃、料金に係る交通事業者、あと、市、あと、運輸局、あと、市民の代表者ですね。

ここの背景のほうですが、国のほうからのものになるんですけども、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように今回改正するというものになります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 独占禁止法と今ちょっと聞いたんで聞くんですけども、今まで

は交通会議が一手でそれになっていたということでもいいんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） そういうふうになっていたということじゃなくて、そういう疑義が生じないように今回改正してくださいということになります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 道路運送法の改正の部分をちょっと見たんですけども、そうすると、別のメンバーで協議するときにあらかじめ公聴会の開催、その他住民、利用者、利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないというふうにあるんですけども、市としてはどういった措置を講ずるように考えていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） パブリックコメントや広報とか、あと公聴会なども検討するようにというようにことで国のほうからは通知が来ております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この第2条の1項のところで乗合という文言も削除されているんですけども、これはなぜ削除されることになったのか。それと、これがなくなったことによる影響というのはどういうふうなものがあるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） これは本市にはあまり該当しないものになるんじゃないかなと思います。過疎地域のほうに関係することになってくるんですけども、タクシーですね、タクシーというのが営業できる区域が決まっております、その営業区域内のタクシーが足りなくなったときにほかの営業区域外のタクシー事業者から配車が可能にできるような、そういった改正になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 庶務の部分が削除されているんですけども、この辺りは、なくす理由というか背景は何なのでしょう。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 削るということなんですけれども、庶務の規定は市民の権利義務に関わる部分でないこと、あと、事業を担当する部署は事務分掌条例に基づいた規則に規定されておりますので、今回のように条例の庶務を削ったとしても担当する課がなくなるわけではなく、規則に従って事務を進めていくことになることになるので、今回のように改正があるときに合わせて削るということで上げさせてもらいました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第18号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号 豊明市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第19号 豊明市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い改正する必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第7条第2項中、（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を削ります。これは、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支

給することができることとされたことに伴い、育児休業中の本市会計年度任用職員についても、基準を満たす場合に勤勉手当を支給できるよう改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この条例改正による影響額ですけども、会計年度任用職員の勤勉手当の支給対象者でこういった育児休業を取得する方というのはどのぐらいいるのかと金額とお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今現在勤めていらっしゃる会計年度任用職員さんで育児休業を取得している方はおりません。過去に令和4年度に1名おりました。実績がございました。

以上です。

○林 ゆきひろ委員 影響額を。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 育児休業中の方というのは今いないので出せないんですけども、会計年度さんに勤勉手当を支給することでの影響額としては、全会計ではありますけれども、およそ1億2,000万円程度と見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あんまり取得している人がいないというふうな実態だと思うんですけど、そういった会計年度任用職員の方のこういった支給対象者に育児休業を取得してもらえるような努力だったりとか、こういった案内だったりとか、そういったことはどういったことをされているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 会計年度だとか常勤の正職員だとかということは特に区

別なく、そういった方がお見えになったときには所属長が今後どうするのか、お休みをどう取られるとか、どういった勤務とか、あるいは妊娠中にもいろいろ、通勤の時間帯が混むからちょっと遅く出勤したいとか、いろんなことを聞き取りをして相談に乗るようにしておりますので、その際にそういった制度のことも説明するようにしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） これで討論を終結し、採決に入ります。

議案第19号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてと議案第23号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正については関連がございますので一括議題としたいんですが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議ございませんので、議案第20号と議案第23号を一括議題といたします。

それでは、理事者の説明、質疑、そして討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。

議案第20号と議案第23号について、理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第20号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市特別職報酬審議会による答申を受け、改正をする必要があるからでございます。

それでは、議案に基づいて説明をいたしますので、1枚おめくりください。

別表の議員報酬月額を現在より1,000円ずつ引き上げ、議長においては50万円、副議長44万6,000円、議員40万6,000円とするものでございます。

これは、昨年12月に開催されました豊明市特別職報酬審議会において審議された答申のとおり額の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で議案第20号の説明を終わります。

続きまして……。

○総務委員長（郷右近 修議員） 失礼しました。引き続きお願いします。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 続きまして、議案第23号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市特別職報酬審議会による答申を受け、改正する必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき説明をいたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数及び給料月額の改定を行うものでございます。

第4条第2項中の期末手当の支給割合について、6月に100分の162.5、12月に100分の172.5となっていてところ、100分の170に改めます。

これは、期末手当の支給月数について、現在、年間3.35月分となっていてところを国家公務員特別職の期末手当支給月数に合わせて年間3.4月分とするものでございます。

また、別表の給料月額につきまして、それぞれ2,000円ずつ引き上げ、市長においては98万7,000円、副市長80万6,000円、教育長74万2,000円とするものです。

これらの改正は、昨年12月に開催されました豊明市特別職報酬審議会において審議され、引上げとの答申を受けた範囲内での改正としております。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

ここで会議の途中でございますが10分間の休憩といたします。

午 前 1 1 時 休 憩

午前11時10分再開

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、休憩を解き、引き続き会議を進めてまいります。

理事者からの説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 特別職報酬審議会なんですけれども、どのようなメンバー構成になっているのか教えてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 全員で6名、今回の報酬審議会では6名で行いました。商工業の代表者、社会福祉の代表者、女性の代表者、有識者、それから青年代表、農業者代表ということの6名で行いました。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに質疑は。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） すみません。20号と23号にわたります。

昨年の12月25日に開催された報酬審の議事録、軽く見させていただいたんですけど、私のイメージでは、印象では、委員の皆様は民間の今の上昇率とか物価上昇に対応するために地方公務員等々に関しても上げていくべきであろうという意見がほぼそうだったというふうに見受けられたんですけど、実際そうだったのか、どうでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 今、委員のおっしゃったとおりですね。議事録にもございますけれども、出席された委員の方は引上げに対して肯定的な、皆さん肯定的な御意見でございました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この20号、23号の改正による財政的な影響額、それぞれお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） まず、20号のほうですね。議員の皆さんの報酬のほうにつきましては月額1,000円ずつ上がるということですので、議長、副議長、議員18名、全員

合わせて年間で約33万9,000円ほど上がる、増加するという形になります。

それから、23号のほう、特別職のほうにつきましては月額報酬が2,000円ずつと、あと、期末手当の月数も若干上がりますので、市長、副市長、教育長合わせて年間で28万5,000円ほど上がる予定であります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど報酬審議会のメンバー6名ということで説明がありましたが、この報酬審議会のメンバーの選定で、附属機関等の設置に係る要綱というのが守られているかどうかということで、ちょっと具体的に聞くんですけども、例えば4点お聞きします。女性の委員は30%以上になっているか、市の退職者、市役所退職者はいないか、6機関以上兼務していないか、市民公募の方は入れてあるか、お願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 順にお答えします。

まず、女性のメンバーが30%以上いるかという件ですけれども、そのようにしたいということで各代表の方に女性の方でお願いしますということをお願いしたんですけれども、なかなか状況がそれぞれの団体で難しくて1名しか、6人のうち1名しか女性の方のメンバーはおりませんでした。それから、中に市の退職者がいるかということですが、元市の職員の方がそれぞれの代表の団体の代表になっていらっしゃる方がおりますので、その方は市のOB、職員のOBといえはOBですが、現在は団体の代表でいらっしゃるということです。6機関以上兼務している人がいないかということですが、いろんな機関で団体の代表ということで選んでおりますので、兼務して超えている方も1名おります。それから、市民公募の方がいるかということなんですが、報酬審議会の委員については、市民公募の委員はおりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、団体の代表でということなんですけど、この委員、メンバー、別に代表じゃなくてもいいですよということと、あと市民公募を入れなかった理由をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） その団体の会長さんとかというふうにはこちらは指定しておりませんで、あくまでその団体の方で1名お願いしますという依頼なんですけども、結果的にその団体の会長さんがその団体の中で選ばれて出てきたという形でそういった形になりました。こちらとしては、依頼としてはあくまでその団体の会長さんをお願いするという言い方はしておりません。それから、市民公募の件ですけれども、報酬審議会のメンバーにつきましては市長が選ぶという形になっておりますので、その中にいろんな団体の方をとということです、市民公募の方、市民公募の委員については、この報酬審議会を選ぶ中には含まれておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つだけ。先ほど団体のほうに代表じゃなくてもということなんでしょうけども、そのこの団体にこの附属機関の選任の要綱というか、その内容というのはちゃんと説明してそういう人が出てきたということなののでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） 先ほど課長が説明したとおりなんですけれども、今回も女性の方をとということで、直接その団体の長の方をお願いをしたというケースもございましたけれども、団体様のほうの都合で、実は前の年度にそれぞれもう振り分けをすると、この委員会には誰が行く、ここには誰が行くということを理事会で決めているので少し難しいかもしれませんよというお話を伺いました。実際にやはりちょっと難しかったということで、結果的に女性は1人になったんですけれども、今回そういったお話をいろいろさせていただきましたので、今後は女性の割合が一定程度増えていくのかなとも思いますし、現在附属機関の委員の選任に当たって、女性を増やすということをちょっと重点項目として企画政策課のほうで取り組んでおりますので、今後は改善していけると思いますし、していかなくちゃいけないなというふうに望んでおります。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論は20号、23号、それぞれに明確に賛否を示しながら討論いただきたいと思います。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 20号、23号ともに反対です。

理由は、前回の12月議会で期末手当の引上げ、あったと思いますけど、それと同様の理由です。なかなか市民生活が、実質賃金が増えずに厳しい中で、我々議員、あるいは管理職の方が率先して上げるべきではないかなと。さらに任期の途中ということもありますので、そういったことはやっぱりすべきじゃないのかなと。やはり優先すべきは市民生活に寄り添って市民サービスの向上だったり市民生活の支援をしていくことかなと思います。

また、先ほどありましたけども、報酬審議会ですね。やっぱり幅広く各界年齢層、適切に選任するということですけども、先ほど女性の委員はということでありましたけども、やっぱりそれだけじゃないと思うんですね。市の退職者であつたりだとか、やはり同一の人が複数の機関にまたがって入っているということも、やっぱり非常に意見等の偏りが出てくると思います。さらに一般市民も検討もされていないようなので、そういったこともぜひ入れてやっぱり選んでいかないと、本当に偏った意見で出てきてしまうので、そのような意見でということなので、この20号、23号は反対であります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 議案第20号並びに議案第23号について、賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど、報酬審の議事録も見せていただいたということで、委員の方々の発言ですね。民間に合わせて上げるべきじゃないかというようなことがありました。私も小さいながら会社の経営に携わっている者として、最低賃金もここ2年で結構上がってきている、なおかつ正社員の給料も上げていかないと立ち向かっていけないかなという状況の中で、民間では本当に一部なのかな、うちぐらいの規模でも上げていっているんで、恐らくいろんな会社も給与は上がってきているのかな、この世の中というふうに思っております。やはり市民の方の目を気にすると、どうしても我々の立場だと上げるというのに賛同しかねるところもあるはあるんですけども、我々議員も当然生活している身でございますので、そういった物価高騰にも対応していくためにはこういった報酬審での答申に従うべきかなというふうに思っております。そういった理由で賛成とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で討論を終結し採決に入ります。

まず、初めに20号です。議案第20号について採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 分かりました。賛成多数でございます。よって、議案第20号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして23号です。議案第23号について採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 分かりました。賛成多数でございます。よって、議案第23号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましても、理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第22号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、地方自治法、豊明市職員の給与に関する条例及び豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき説明をいたしますので、1枚おめくりください。

第2条第1項に勤勉手当を加え、第15条の2において、勤勉手当の支給の対象者や基礎額などについて、期末手当を準用する形で新たに規定いたします。これは、地方自治法において、令和6年4月より会計年度任用職員について勤勉手当を支給することができると改正されたことに伴い、本市会計年度任用職員についても勤勉手当を支給できるよう改正をするものでございます。

また、会計年度任用職員の報酬表、別表1から別表5について、常勤職員と同様の額、または改定率となるよう改定いたします。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

附則第2条としまして、令和7年3月31日までの間における地域手当相当額に関する特例を記載のとおり定めます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議等でもありましたけど、正規職員が遡及されて会計年度任用職員は今年度遡及しないということなんですけども、正規職員と会計年度任用職員は、本当に同様に責任を負って仕事をしているように思うんですけども、市民の方から見てそういった正規職員なのか会計年度任用職員なのかというのは区別ができるのかどうかということと、会計年度任用職員は地方公務員法の対象ではないんでしょうかという、正規職員と対応が随分違うような気がしますけども、いかがでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 会計年度職員と正規職員とで、市民の方が、御来庁された方がカウンターの外から中の職員を見て多分区別することは難しいかなと、同じ名札をしておりますし同じように対応しておりますので区別はできないんじゃないかなというふうに思います。

会計年度任用職員につきましても地方公務員法の公務員の一部でありますので、それに適用いたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと別の点で、附則の2条の地域手当のところなんですけども、地域手当相当額ということで書かれていますけども、これ、まず、月額報酬に含まれているような形と考えればいいのかどうかということと、これは明細には地域手当相当額というふうに記載されて支給されるものなのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 会計年度任用職員さんに対する手当というものは、期末

手当と今回新たに規定される勤勉手当しかございませんので、いわゆる正職員での地域手当に相当する額を会計年度さんには地域手当相当額として支給するということでこの規定がされております。実際払われるときは、報酬とその地域手当相当額を合わせた金額が報酬として振り込まれる形になります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第22号ですけども、賛成したいと思います。

今年度遡及ということは残念ながらされませんでしたけども、先ほど答弁いただいたとおり、正規職員と会計年度任用職員の区別はできないと思いますし、地方公務員法の対象であると思いますので、本会議質疑で来年度以降遡及することを検討しているというような回答もありましたので、ぜひ次年度は会計年度任用職員の方も遡及していただくことを求めて賛成したいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第22号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号 豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、議案第24号 豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、地域手当に関する特例について改正する必要があるからでございます。

それでは、議案に基づき説明をいたしますので、1枚おめくりください。

附則第2条中、令和6年3月31日を令和7年3月31日に改めます。これは、豊明市職員の給与に関する条例第13条の2第2項において、地域手当の額を給料等の額に100分の15を乗じて得た額としているところ、100分の15を超えない範囲内で市長が規則で定める割合に読み替える特例の期限を1年延長するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 本会議でも説明があったかなと思うんですけど、報酬審議会で多分地域手当のことも議論されていたかと思うんですが、議事録も少しちょっと見たんですけども、これは地域手当ですね、12%ということちょっと聞いていますけど、この12%というのも報酬審議会で議論しているんでしょうか。ちょっとそこまで見られなかったんですけども、どのようにこの12%というのは決められているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 報酬審議会の中で具体的に12%ということは審議はされておりません。引き上げる方向でという意見でいただいております。今までの10%から12%、2%引き上げる理由については、本会議場で部長が説明したとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございます。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、延長が1年間ということで令和7年3月31日までというふうになっているんですけども、ということは、今後はもしかしたら撤廃して15%にするということも考えているというふうでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） 1年に延長期間を、期限を決めたものも、今年の夏の人事院勧告でやはり地域手当について見直しの勧告が出されることがもう明らかになってお

りまして、ただその内容については今現在明らかになっていないものですから、その勧告を見た上で今後については考えたいということでございます。その勧告を見てみないとこの特例の期限がなくなるのか、また、引き続きになるのかはちょっと今のところはお答えしかねます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ということは、確認なんですけど、人事院勧告で国の基準が豊明本市は15%にならない可能性もあると、下がったりとか上がったりする可能性があるというふうに認識していいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） まだ本当にどんな内容で出るか分からないので分からないとしか、上がるかもしれませんし下がるかもしれません、それは分かりませんとしかお答えができません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 賛成の立場で討論させていただきます。

平成27年から国の改定で12から10にずっと引き下げられてたままなんですけど、今回9年ぶりになるんですか、ようやくまずは元に戻ったと。そもそもが先ほど林委員も言われていたとおり、15%というのがここに当たるんですが、人勧が今年入るというのも分かっていますので、そこに関してまだ未知のところでは言えないんですが、どう転んでもやっぱり今までが下がっていたというのがありますから、15%もちょっと念頭に入れていただきながら、以前12%が1つの過程だというふうに、私、捉えてお話、聞いてたものですから、そこも含めてまた考えていっていただければなと思います。賛成です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) これで討論を終結し、採決に入ります。

議案第24号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(郷右近 修議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

さらに続きまして、議案第33号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者からの説明を求めます。

堅田課長。

○防災防犯対策課長(堅田直寛君) それでは、議案第33号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い必要があるためでございます。

それでは、内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、第5条第2項第2号及び別表の補償基礎額の一部を改めるものです。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

なお、経過措置としまして、適用日前に支給する事由の生じた損害補償等につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(郷右近 修議員) 当局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは消防団員の損害補償ということなんですけども、今までこういった形で支給されることがどのくらいあったんでしょうか。

○総務委員長(郷右近 修議員) 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長(堅田直寛君) 過去の支給の実績ということでよろしいでしょうか。

今年度も含めて5、4、3、2はございません。令和元年にちょっとけがをされたというものの事例は1件ございました。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は挙手願ひ……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 過去令和2年から5年はなしでということですね。

どういったときにこれは補償されるのかなと思うんですけど、そういった訓練だったりとかそういうところでけがして、そうしたらこの金額が満額支給される、そういうイメージでいいんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今回の補償条例は幾つかの項目がございまして、今、令和元年にあった事例については、けがということで療養補償、医療費になります。これは基本的にはかかった医療費をお支払いする形になります。それ以外にも休業補償であったりとか傷病補償年金、障害補償とか遺族補償、そういったいろんなパターンがございします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これは、この金額がけが等あった場合に満額払われるのかどうかというところはどうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 基本的には医療費については100%払われます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この金額が、今見ると役職とか勤務年数によってちょっとずつ違うんですけども、こういうふうに、そういうふうに分かれている理由というのは何なのでしよう。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） こちらの補償とかは、基本的には医療費については

当然役職は全く関係ございません。先ほど申し上げましたとおり、そのままかかった医療費はお支払いします。休業補償等につきましては、これは当然、例えば消防団員の方はほかに業務といいますか公務というか、お仕事を持っていらっしゃいまして、それで消防団員のお仕事をさせていただくに当たって、けが等をされて休業されたりとかした場合ですけども、そういったときに、その方のふだんの生活の糧の当然支給金額というのは違ってまいります。そういったものを踏まえて、団員についての金額についてはそれぞれの役職について支払っております。こちらのほう、金額の差があるという御指摘がございましたけども、基本的に今回一番大きいのが8,900円から9,100円という200円の上昇額になっているんですけども、こちらにつきましては、令和5年の11月に一般職の職員の給与の法律改正等もございまして、最近では若手中心に補償金額を上げるということが基本的には給与と同様、上げるというのが前提になっておりまして上げ幅については変更がございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第12号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきましても、順次理事者からの説明を求めます。

深草課長。

○議事課長（深草広治君） それでは、議案第34号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第12号）のうち、議事課所管部分について御説明をさせていただきます。

補正予算書の34、35ページをお開きください。

1款1項1目 議会費につきまして、主なものを説明いたします。

補正予算書35ページ、議員活動事業の期末手当221万6,000円の減額については、本年度、

改選により新たに議員となられた7名の方について、6月支給の基準日までの在職期間が3か月未満となり、条例に基づき一部支給を要しなかったことによるものでございます。

同じく議員活動事業の調査旅費153万9,000円の減額については、主に各委員会の行政視察が終了したことによる減額分でございます。

続きまして、その下、事務局事業中、会議録作成等業務委託料60万9,000円の減額については、会議時間が見込みより少なかったことによるための減額分でございます。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 続きまして、2款 総務費のうち、総務課所管の補正予算について主なものを御説明いたします。

補正予算書、歳出予算から御説明いたしますので、同じく補正予算書34ページ、35ページの下の枠を御覧ください。

2款1項1目 庁舎管理事業の544万4,000円の減につきましては、右の説明欄です。庁舎警備委託費、窓口案内業務委託料の執行残を残して減額をするものとなっております。

1ページおめくりいただきまして、36、37ページ中ほどを御覧ください。

2款1項3目 文書事業の57万3,000円の減につきましては、右の説明欄、通信運搬費での執行残を残しまして減額をさせていただくものです。

1ページおめくりいただき、38、39ページの中ほどを御覧ください。

7目 庁舎維持管理事業887万5,000円の減につきましては、右の説明欄、光熱水費で執行残、執行見込みを残して減額をするものとなっております。

その下の欄、公用車管理事業89万7,000円の減額は、主なものとしまして、自動車購入費につきましては入札により執行額が確定したもので、残額を減額するものとなっております。

その下の欄、財産管理事務事業2,755万6,000円の減額は、主なもので、土地購入費の豊明市役所の第2駐車場について売却の見込みがありまして予算組みをさせていただきましたが、今年度内の売却の見込みがなくなったため減額をさせていただくものです。

続きまして、44ページ、45ページを御覧ください。下の囲みです。

2款4項3目 愛知県議会議員選挙執行事業の2,002万1,000円の減額は、無投票となりました令和5年4月に執行された愛知県議会議員選挙の執行経費が確定したことにより減額をするものとなっております。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、46、47ページ、御覧ください。下の囲みになります。

2款4項4目 市長・市議選挙執行事業の2,434万9,000円の減額につきましては、令和5年4月に執行されました市長・市議選挙の執行経費が確定したことに伴い減額をするものとなっております。

続きまして、歳入の御説明に入りますので、24ページ、25ページを御覧ください。一番上の囲みです。

15款3項1目3節 選挙費委託金の2,002万1,000円の減額は、歳出でも御説明しましたが、愛知県議会議員の議員選挙の執行経費が確定したことに伴い委託金の額が確定したため、減額をさせていただくものです。

1ページおめくりいただき、26、27ページをお願いいたします。2つ目の囲みです。

16款2項1目1節 土地建物売払代金の351万4,000円の増額は、土地の売払いに伴う収入となっております。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） それでは、財政課所管の主な内容について御説明申し上げます。

歳出より説明いたします。

36ページ、37ページの最下段から38ページ、39ページの上段の部分でございます。

5目の財政管理事務事業の減額は執行見込みによる減額補正でございます。

続いて、88ページ、89ページをお願いいたします。次は88ページ、89ページを、すみません、お願いいたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 続けてください。

○財政課長（浦 倫彰君） 13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立金は、13億8,202万2,000円を増額補正するものでございます。

その下の5目 森林環境譲与税積立金は、譲与税及び基金利子を全て事業に充当することとなり、本年度の基金積立てを行わないこととなったため、53万円を減額補正するものでございます。

続いて、その下の6目 企業版ふるさと納税基金積立金600万円の減額は、本年度6号補正で1,000万円を計上いたしましたが、充当予定事業である三崎水辺公園の工事が令和7年度までのものであることから、7年度までの期間で1,000万円の御寄附を頂くことと改めたことから減額するものでございます。

続いて、歳入の説明をいたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

中段の2款 地方譲与税、3項1目の森林環境譲与税は予算額に変更はありませんが、

歳出でも説明いたしましたとおり、充当先を基金積立てから事業への充当に変更を行っていることから、ゼロと表示されているものでございます。

同ページ下段の9款1項1目の地方特例交付金324万1,000円、次のページ上段の9款2項1目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金311万9,000円は、それぞれ交付額の確定及び交付額の見込みにより増額計上をさせていただくものでございます。

続いて、中段の10款 地方交付税、1項1目の普通交付税1億5,345万円です。国の交付税の再算定により普通交付税額が20億2,890万円となることから、増額補正をさせていただくものでございます。

私、本会議の議案説明の際に変更前の18億7,545万円のみをお伝えしておりましたが、正しくは今お伝えしたとおり、18億7,545万円にこのたびの1億5,345万円を追加した20億2,890万円が普通交付税総額となるものでございます。

続いて、24ページ、25ページをお願いいたします。

下段の16款 財産収入、1項2目の各基金利子の計上は、確定見込みによるものでございます。

次のページの上段、森林環境譲与税基金利子は、森林環境譲与税同様、充当先を基金積立てから事業への充当に変更を行っておりますので、ゼロと表示されておるものでございます。

続いて、下段の17款 寄附金、1項1目の競馬場周辺整備事業寄附金の5,849万円の増額は、日本中央競馬会様からの環境整備事業費の確定によるものでございます。令和5年度の環境整備事業費は総額2億3,849万円となるものでございます。

続いて、28ページ、29ページをお願いいたします。

中段の19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金8,562万円は、年度末までの留保財源とさせていただきます。おりましたものを計上するものでございます。

続いて、32ページ、33ページをお願いいたします。

中ほどの21款 市債、1項4目の臨時財政対策債は7,170万円の減額でございます。普通交付税の再算定に伴う変更でございます。臨時財政対策債は普通交付税と一体不可分のものであるので、普通交付税の再算定に伴い変動が生じるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 伊藤課長。

○秘書広報課長（伊藤克代君） それでは、秘書広報課所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の36ページ、37ページを御覧ください。

2款1項2目 秘書人事管理費の秘書人事人件費で2,358万2,000円を減額いたします。減額の内訳は、37ページ、説明欄のとおりですが、主に職員共済組合負担金1,500万円の減、事務費負担金363万円の減、社会保険掛金負担金380万円の減などとなります。

続きまして、職員健康診断事業で、職員健康診断等委託料を64万円の減、職員研修事業で、研修旅費、職員研修委託料、実務研修費負担金を合計で132万円の減額です。

同じページ、下段、4目 広報費で116万1,000円の減額となります。減額の内訳は説明欄のとおりですけれど、主に印刷製本費の減となります。これらの減は、いずれも3月までの執行見込みから不用額を減額するものでございます。

続きまして、今回の補正予算に計上させていただいております各事業の人件費につきまして、まとめて説明をさせていただきます。

議会人件費をはじめとする各目ごとの人件費の減額につきましては、予算積算時の仮定の人数に対しての増減や育児休業、部分休業の取得などの要因により減額となっております。同一目内でやりくりをした結果、執行見込額を精査し、支給に影響のない範囲内での減額とさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 近藤会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（近藤恒明君） それでは、出納室所管分について御説明いたします。

補正予算書38、39ページをお願いいたします。

上から2段目、6目 会計管理費におきまして、141万1,000円を減額するものです。内容は、右のページの説明欄を御覧ください。12節 委託料の電算関係委託料75万6,000円の減は、公金のデータを送信する方式をアナログ回線からデジタル回線に変更するための改修業務を発注したところ、不要な作業が判明しましたので、変更契約した減額分が不用額となりました。

また、13節 使用料及び賃借料の口座振込伝送システム使用料65万5,000円の減は、同じくデジタル方式への移行に伴い新たに使用料を負担する必要がありましたが、全ての金融機関との切替え完了が11月となったため、今年度の使用料負担を猶予いただけたので不用額となりました。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） では、公共施設管理課所管分の補正予算について御

説明いたしますので、同じく補正予算書38ページ、39ページを御覧ください。

中段やや下ですね、4 公共施設管理事業7,773万2,000円の減につきましては、右の説明欄、1行目、調査・点検業務等委託料711万6,000円の減は、公共施設長寿命化調査業務委託や事業損失調査業務委託など計9件の執行済み及び執行見込みに基づく残額でございます。

1行飛ばしまして、3行目、民生費営繕工事費3,557万円の減は、旧沓掛保育園や旧どんぐり学園の園舎解体及び西部保育園の園舎改修工事など計8件分の残額。

続きまして、4行目、教育費営繕工事費2,914万円の減は、二村台小学校の外壁改修や南部公民館の図書館拡張並びにトイレ洋式化に伴う整備工事など計11件分の残額でございます。

次に歳入について御説明いたしますので、28ページ、29ページをお開きください。

上段の表、18款 繰入金、1項3目、1段目、福祉基金繰入金は、右の説明欄、3億2,300万円減のうち2,900万円の減につきましては、旧沓掛保育園解体工事の執行見込額によるものでございます。

続きまして、諸収入、雑入について御説明いたしますので、続けて30ページ、31ページをお開きください。上の表になります。

20款 諸収入の5節 雑入は、右の説明欄1行目、太陽光発電パネル撤去・再設置工事費負担金111万9,400円の減は、予算現額に対する当該工事契約金額との乖離が生じたためでございます。

続けて市債について御説明いたしますので、これは、予算書の30ページから33ページのほうで御説明いたします。補正予算書の8ページ、9ページの第4表 地方債補正、廃止並びに変更の欄にも記載はございますが、先ほど申しましたとおり、30から33ページで御説明をいたします。

30ページ、31ページの下表及び次の32ページ、33ページの表の1段目における各事業債の額につきましては、5年度当初予算及び5年度第9号補正に計上した事業でございます。財源調整の観点及び各事業における執行見込額による増減が生じたためでございます。

最後に繰越明許費補正について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。お開きください。

第2表 繰越明許費補正、変更の欄でございます。2款 総務費、1項 公共施設管理事業、補正前が1億5,691万円、補正後が1億7,446万1,000円、計1,755万1,000円の増となります。これは、令和5年度当初予算における工事設計等委託料のうち、栄小学校長寿命化改修工事实施設計業務委託につきましては、児童クラブ建設や長寿命化改修計画の見直し

が必要となったことにより、年度内完了が困難となりました。令和6年度についても引き続き事務を委託する必要があるため、繰越し計上とさせていただきます。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 続いて、企画政策課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

補正予算書の38ページ、39ページをお願いいたします。

最下段の2款 総務費、1項8目の企画事務事業の減額は、執行見込額算出等による減額補正でございます。

ページを1枚おめくりいただき、上段の地域創生事務事業の減額についても、執行見込額算出等による減額補正でございます。

また、バス停ベンチ購入費の減額については、財源となっている森林環境譲与税からの充当額も減額いたします。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、16ページ、17ページにお戻りください。

上段の14款 国庫支出金、2項1目のマイナポイント事業費補助金は、前のページ、14、15ページ下段の個人番号カード交付事務費補助金のほうでまとめて補助されることとなったことから、663万9,000円全額減額するものでございます。

16ページ、17ページに戻っていただき、その下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億3,623万1,000円と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6億4,378万4,000円は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている市民生活などの支援に必要な事業を実施するための交付金となります。

続いて、26ページ、27ページをお願いいたします。

下段の17款 寄附金、1項1目の企業版ふるさと納税寄附金の減額でございます。この寄附金は、9月議会の第6号補正予算で三崎水辺公園改修事業に賛同する事業者からの寄附金1,000万円を計上したものととなりますが、事業者から改修事業に合わせて7年度までに分けて寄附を行いたいとの申出を受け、600万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 続きまして、共生社会課所管分について御説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、40ページ、41ページを御覧ください。

2 款 1 項 11 目の市民活動推進費は 56 万 4,000 円の減額です。

41 ページ、1 市民活動推進事業説明欄、光熱水費と指定管理料については、カラット関連の補正で、光熱水費 250 万の減額は執行見込み残の補正、指定管理料 450 万円の増額はカラットの公用利用分に係る精算分です。続く 2 都市・国際交流事業の 10 万円の減額及び 3 区長会事業の 223 万 6,000 円の減額は、各事業に係る執行見込み残です。

続きまして、48 ページ、49 ページを御覧ください。

2 款 5 項 3 目の諸統計調査費は 48 万 7,000 円の減額です。これは、令和 5 年住宅・土地統計調査に係る執行見込み残です。

続いて、歳入について御説明いたしますので、24 ページ、25 ページにお戻りください。

15 款 3 項 1 目 4 節の統計調査費委託金は、先ほど歳出で説明させていただきました各種統計調査に係る執行残の減額に併せまして同額を減額補正するものです。

続いて、補正予算書の 8 ページを御覧ください。

第 3 表 債務負担行為補正、共生交流プラザに係る指定管理者の指定（追加分）は、令和 4 年 6 号補正予算でお認めいただいたこともあそび場スタッフの配置に伴う人件費の増額分や公用利用分に係る利用料など、施設開所 2 年間の実績を踏まえた 5 年の指定管理料の総額の見通しが立ったことから、当初の指定管理料の債務負担行為との差分を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管分について説明させていただきますので、補正予算書は 40 ページ、41 ページでございます。

12 目 電算管理費は 1,660 万円を減額いたします。減額の主なものについて御説明いたします。説明欄 3 段目、消耗品は、ワード、エクセル等、オフィスのライセンス更新に伴う入札残です。

2 つ下、電算関係委託料は、自治体情報システムの標準化に係る調査業務について、現行のシステムの概要調査や標準仕様との差異を検証するための業務を保守業務の範囲内で実施したため委託料を執行しなかったことが減額の要因です。

2 つ下、電算関係借上料はサーバーの更新事業で、現行のサーバーから増設するサーバーへ複数のシステムを移行するに当たり、移行方法の検証に時間を要したため、リース開始時期を遅らせたことによるものでございます。

その下、ASP 等使用料は、市役所 Wi-Fi、ビジネスチャット等使用料の執行残でございます。

その下、備品購入費は、プリンターの更新に係る入札残でございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

補正予算書は、14、15ページでございます。

15ページの最下段になります。国庫支出金のデジタル基盤改革支援補助金の減額は、先ほど電算関係委託料で御説明いたしました自治体情報システム標準化に係る調査業務に対する補助金でございます。

20、21ページをお願いいたします。

21ページの最下段、県支出金の5節 電算管理費補助金、元気な愛知の市町村づくり補助金は、DX推進研修事業に対する県の補助金でございます。

以上で情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課の所管分について、歳出から主なものについて、右側説明欄にて御説明させていただきます。

補正予算書42、43ページをお願いします。

上段、2款1項13目の防犯対策事業につきましては、執行見込額が確定したため減額するものでございます。

続きまして、50、51ページをお願いいたします。

下段、2款7項1目の駐輪場維持管理事業の土地等借上料55万5,000円の減額ですが、1つ下の旧駐輪場用地原形復旧工事が令和5年9月で終了したことに伴いまして、9月30日をもって借地契約を終了したため減額するものでございます。

続きまして、交通安全対策事務事業の交通指導員等96万4,000円の減額ですが、これは執行見込額が確定したことにより減額するものでございます。

続きまして、74、75ページをお願いします。

9款1項2目の非常備消防活動事業の消防団員退職報償金158万2,000円の減額は、消防団を退職した人数が確定したことによる減額です。

その下、消防施設設置事業の立上り消火栓設置等補助金100万円の減額ですが、執行見込額が確定したことにより減額するものでございます。

災害対策事務事業の無停電電源装置取替工事費191万9,000円の減額ですが、これは県と市町村を相互につなぐ通信網で、主に災害時に防災情報をやり取りするものでございますが、令和7年度に県が新システムに更新することが分かったため、執行を取りやめたものでございます。

続きまして、歳入を御説明させていただきます。

20、21ページをお願いいたします。

15款2項1目の防犯対策費補助金の自主防犯活動促進事業費補助金の100万円ですが、これは令和5年度から、これまで市の単独事業でありました防犯カメラ、防犯灯、特殊詐欺対策電話の補助に県の補助金がつくことになったため計上するものでございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。

20款5項3目の消防団員退職報償金の158万2,000円の減額ですが、これは、退職した消防団員の支給額が確定したことにより減額するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の廃止です。2行目の避難所用照明器具購入事業160万円ですが、これは愛知県と協議した結果によるものでございます。

以上で終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） それでは、税務課が所管するものについて、歳出から御説明をいたしますので、補正予算書42、43ページをお開きください。

42ページの中ほど、2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費におきまして、142万6,000円を減額するものであります。これらは全て入札残及び執行残額でありまして、それらを減額するものであります。

次に、歳出に続き歳入の説明をいたしますので、補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

10ページ上段、固定資産税を1億3,000万円増額し、47億8,254万9,000円といたしました。主な要因は、土地の有効利用で地目を変更したことなどにより税額が上がり、増額といたしました。

次に、24、25ページをお開きください。

24ページ上段、15款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金です。

25ページ上段の説明欄を御覧ください。

県民税徴収事務取扱委託金を700万円増額いたしました。こちらは、個人市民税と合わせて県民税を徴収するため県から支払われる委託金で、今年度の額が確定したため、増額させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 小川課長。

○債権管理課長（小川正寿君） 続きまして、債権管理課の所管部分について、歳出から説明いたしますので、補正予算書42、43ページをお開きください。

2 款 総務費、2 項 徴税費、ページ最下段、2 目 徴収費でございます。右端説明欄を御覧ください。収納事務89万4,000円の減額は、9月補正で産休代替の会計年度任用職員の報酬をお認めいただきましたけれども、10月異動にて正職の配属になったことにより執行しなかったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、28、29ページをお開きください。

最下段、20款 諸収入、1 項 延滞金加算金及び過料、1 目 延滞金でございます。右端説明欄を御覧ください。徴収実績から400万円を増額し、1,200万円とするものでございます。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書44ページ、45ページをお開きください。

上段の2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費、右のページ、2 住民記録電算処理事業、電算関係委託料1,290万3,000円の増額です。こちらは、氏名の振り仮名の法改正に伴う戸籍の附票、住民基本台帳等各種システム改修業務委託料によるものです。

下段、3 戸籍住民基本台帳事務事業、住民記録台帳事務250万円の減額です。こちらの主な要因は、マイナンバーカード交付事務に携わる会計年度任用職員について、申請者等が流動的でありましたが、見込みよりも早期の段階で交付事務等が減少したため、人数の変更により減額をするものです。

次に、歳入を説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

下段、14款 2 項 1 目 1 節 戸籍住民基本台帳費補助金1,952万2,000円の増額です。

説明欄を御覧ください。上段、個人番号カード交付事務費補助金の661万9,000円は、当初予算では3 節 企画費補助金でマイナポイント事業費補助金として計上しておりましたが、個人番号カード交付事務費補助金要綱の改正により、マイナンバー交付事務補助金に計上できるようになったためです。

下段、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,290万3,000円は、先ほど歳出で御説明した氏名の振り仮名の法改正に伴う戸籍の附票、住民基本台帳等、各種のシステム改修業務に対する補助金です。補助率は10分の10です。

18ページ、19ページをお開きください。

中段、14款 3 項 1 目 1 節 戸籍住民基本台帳事務委託金の説明欄、中長期在留者住居地届出等事務委託金38万8,000円の増額は、交付額の確定によるものです。

続きまして、繰越明許費補正の説明をいたしますので、8 ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、追加欄の1行目、2款3項 住民記録電算処理事業1,611万5,000円は、先ほど歳出で御説明した氏名の振り仮名に伴う戸籍の附票、住民基本台帳等各種システム改修業務のほか、当初予算で計上されております戸籍情報システム改修です。各システム改修の標準仕様の確定時期が遅れていること、国が令和5年度予算として計上しているため3月補正に計上させていただきましたが、事業完了は困難であるため、繰越しをするものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 平下事務局長。

○監査委員事務局長（平下義之君） 続きまして、監査委員事務局所管の補正予算について説明します。

予算書の50、51ページをお開きください。

2款6項1目 監査委員費は27万円の減額です。これは、総会を欠席したため、旅費を減額するものです。

以上で監査委員費の説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） これで理事者からの説明は終わりましたが、既に12時を回っているんです。本来なら続行したいんですけど、委員の皆さんにもお伺いします。いかがでしょうか。

（お任せしますの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、休憩を取ります。

（続行がいいの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 続行がよい。行ける、このまま。えらい数、みんな出ているからさ。行けるのか。

（大丈夫ですの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） じゃ、それを踏まえて、今から5分の休憩を設けます。5分の休憩といたします。

午後零時16分休憩

午後零時21分再開

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） すみません。補正予算書の30ページ、31ページなんですけど、雑入ですね。太陽光発電パネル撤去・再設置工事費負担金なんですけど、私、読

み上げで111万9,400円と読み上げてしまったようなんですが、正は119万4,000円でございます。119万4,000円でございます。大変申し訳ございませんでした。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 8ページの真ん中の債務負担行為の共生交流プラザのところですけども、これ、本会議で見守りスタッフが3,531万7,000円というような回答だったと思うんですけど、3年間で年間だと1,177万で1,200万近くになるんですけども、これは何人分の配置で何時から何時の勤務になるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 見守りスタッフにかかる人件費分でございますが、令和4年度分での実績だと372万5,000円。令和5年度以降は789万8,000円でまず計上しているというところは申し添えたいと思います。

それから、スタッフの人数でございますが、基本的には常時1名、土日や長期休暇の間は2名配置をしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が、引き続きどうぞ。

○共生社会課長（松本小牧君） 時間につきましては、9時から5時になっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 すみません。金額のところがもうちょっと、もう一回、ちょっと分かりにくかったんですけど、令和4年が322万で、ほか700万。金額を足しても3,500万で合わないんですけど、どういうふうな内訳ですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） もう一度申し上げますと、人件費分につきましては、令和4年度の実績ベースでは372万5,000円、それから、令和5から令和8年度分につきまし

ては789万8,000円で計算しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ということは、令和5年から、債務負担行為は令和6年から8年で3年間分ですけど、令和4年に遡って支給するというか、計算して支給するというようなことなんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） カラットの指定管理料の債務負担行為につきましては、当初、令和4年12月議会で1億6,050万円で債務負担行為をお願いしているところでございます。そちらにつきましては、カラットのこどもあそび場の人件費部分についてはもちろん含んでございませんし、また、公用利用分についても含んでございません。そのため、2年間の実績を踏まえまして5年間で再計算しまして、当初上げさせていただいた1億6,050万円との差分を追加で補正するという事で当初から予定しておりましたので、今回上げさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、令和4年、5年に関して、もう過ぎちゃっているんですけど、これは指定管理者が持ち出しで対応しているというような状況なんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 当初の債務負担行為につきましては、令和4年から令和8年の5年間分で1億6,050万円。そして、追加分として令和6から8で5,589万2,000円という形になっております。合わせまして2億1,639万1,000円ということになります。上限額をそのように補正するという事でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと待って、ごめんなさい、ちょっとよく分からないですけど、令和6年から8年ではなくて令和4年から8年の人件費分ですよね、見守りスタッフを載せているということだと思うんですけども。4年、5年はもう過ぎているんですけど、それはどうやって対応しているんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 債務負担行為は5年間の上限額で1億6,050万円というふうになってございましたが、途中で人件費分の仕様の変更がございますので、上限を引き上げるという形で形式上こちらのほうの債務負担行為では6年から8年というふうに書いてございますが、総額の差分を計上させていただいておるということでございます。

以上でございます。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、見守りスタッフですけど、先ほど、常時1名で9時から午後5時までというふうに聞いたんですけど、この見守りスタッフは、南館の2階の子どもの遊び場のところだと思うんですけど、これ、平日の昼間というのも、午前中だったりとか、そういうのも必要なんですか、どういう状況でしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 当初オープンしたときには、いわゆる無人のスペースでございましたが、安全上問題があるということで、こどもあそび場がオープンしている間は全てスタッフのほうをつけてございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 なので、子どもが利用すると思うんですけど、平日の昼間とか朝は学校があると思うんですけど、どういう人がこれは利用しているんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 主に未就学児の親御さんとお子様が御利用されてございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 未就学児の利用というふうになると保護者の方がついていると思うんですけども、だけどころいったスタッフを追加で配置しているというようなふうでされているということですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この見守りスタッフの方は、どういう方が配置されているのでしょうか。それと、指定管理者が雇用しているような形でやられているんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 見守りスタッフでございますが、普通のパート職員でございます。もちろん指定管理者が雇用している形態になってございます。

以上でございます。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そのパート職員の方は、特に資格とかそういうのはないというふうですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） カラットにつきましては、副館長が放課後児童支援員の資格を持ってございますので、その下で働くパート職員については、特に資格を持っておりません。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つの公用利用分のところですけども、これも本会議で2,057万ということですけども、これも5年間の差分ということなんですかね、違いますか、どうなんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 公用利用分の積算について御説明申し上げますと、令和4年の実績で257万4,700円。そして、令和5年度以降8年度までを450万円で積算しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これ、ちょっと簡単に計算してみたんですけど、カラットですね、毎日全館で全部利用して、大体年間で2,000万円ぐらいかなと思ったんですけど、そうすると、4分の1くらいが公用で利用しているという、そういう状況なんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） カラットにおける公用利用分の割合でございますが、こちらのほうは大体2割程度になっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 2割だと大体400万ぐらいでということですね。これは市が直接借りているんですかね、どういう状況ですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） ごめんなさい、訂正をさせていただきます。全体からの公用利用分の割合は約3割となっております。

市が直接予約をしているかということでございますが、各課が指定管理者のほうに予約を取っているという形になってございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 たしか本会議で市民大学というのもちよっと出たと思うんですけど、これ、3割、全部市民大学なんですか。ほかにあればちょっと説明をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） 令和4年度の実績で申し上げますと、一番多いのは約4割、こちらのほうは生涯学習課分ということで、大半がひまわり分ということになっております。その他、長寿課所管分で、例えば高齢者の体操教室、サロン等で実施する分、それから、共生社会課で実施しておりますT I R Aの日本語教室、そちらのほうの利用が多くなっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 市民大学で利用するときなんですけども、これは市のほうが予約を取って、そこで市民大学の団体が講座をやるという流れなのか、例えば市民大学のほうですと、参加人数が集まらなかったりとか講師の都合で中止することもあると思うんですけども、そういう精算とかやり取りとかも市が関与して取ったりとかキャンセルとか、そういうこともされているということですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） ひまわりの講座のカラット予約については教育委員会、生涯学習課のほうで所管しておりますので詳細は不明でございますが、基本的には半年間の講座をあらかじめ設定をしておりますので、その計画時にその分の施設のほうは押さえているというような状況になってございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、そういったキャンセルとか中止になった場合は精算して返金しているのかどうかということと、そういったことも市が突合して確認をされているんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

松本課長。

○共生社会課長（松本小牧君） まず、令和4年と令和5年につきましては、先ほど申し上げたとおり、指定管理料の中に公用利用分は含んでございません。ですので、実績に伴って後から追加払いをするということになってございますので、多過ぎて払っているということはもちろんございません。

以上でございます。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それなら今後はそういうふうを確認するようにするのかということと、通常市民大学のほうに委託して企画して運営してもらっているの、通常だとそっこのほうに委託して払うような形になるのかなと思うんですけども、市民大学さんは受講料等も取っていますけど、自主運営できてないんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

高木部長。

○教育部長（高木安司君） 市民大学につきましては、市のほうからひまわりのほうに委託しておりますので、その経費を生涯学習のほうに、あえて言うなら市のほうが今言った形で見るとなると会場を押さえております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

この補正予算の中身に沿って質疑を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございますでしょうか。

副委員長。

○中堀りゅういち委員 すみません、8ページ、一番上ですね。総務費なんですけれども、戸籍住民基本台帳費、読み仮名というふうに聞いているんですが、全て愛知県というか、日本全てですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君）　こちらは全国的なものでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑はございます。

副委員長。

○中堀りゅういち委員　次、10ページです。一番上ですね。1款2項1目　固定資産税なんですけれども、すみません、ちょっと私、勉強不足なので教えてほしいんですが、1億3,000万円の増で、先ほど理由の中で地目変更とか矢継ぎ早に言われたもので、ちょっと私、書ききれなかったんで申し訳ないんですが、どういった内容でこれだけ増えたのか教えてください。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君）　毎年例年11月ぐらいに調定を見て、また、11月から3月末までの伸び率というのを鑑みて最終的に予算、最終予算を計算をします。今回は1億3,000万を上げさせていただきました。

その内容としましては、先ほどお伝えしたように、土地の利用等が変わって有効利用等がされて税額が上がってきたものが積み上がってきたものというふうに理解をしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

副委員長。

○中堀りゅういち委員　土地の有効利用をもう少し詳しく。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君）　雑種地とか未利用地が利用地になっている場合には税額等が上がったりとかしますし、あと、ほかには田んぼとかが有効利用地になった場合にも税額が上がります。

以上です。

○総務委員長（郷右近　修議員）　答弁は終わりました。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今の点で、今区画整理とかをやっているのはそういう影響があるの

か、それとも関係なく市内全域で見てこういうふうなふうで上がっているのか、どうなんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

加藤課長。

○税務課長（加藤健治君） 今区画整理等でやっているところについては従前地課税ですので大きな変動はございません。全体的なものを積み上げた結果でございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 8ページの繰越明許費の変更のところの公共施設管理事業ですけども、1,755万の変更金額ですが、たしか本会議では今月中に栄小の実施計画、納品という説明があったんですけども、繰越したこの1,755万のやつは何を納品するんですか、その違いは何なんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、今契約しているもの、現契約は3,186万7,000円で実施設計しているんですが、まず、これは3月末で当初契約している仕様で完成をさせます、まずさせます。それ以降で1,755万1,000円を繰越しをしているという形でございます。その業務につきましては、本会議や議案質疑等もちょっと話があったと思うんですが、改修の見直しによる一旦立ち止まりであって、変更契約ということではなく、一旦現契約のものは一旦完全に完了をさせて、その後また見直しに対して上限額1,755万1,000円で繰越しをさせていただいたということでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、今契約が約3,000万ぐらいで実施契約の契約をしていますけども、それにプラスしてこの繰越した1,755万がかかるという、そういうふうなんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 全体の話としてはプラスということなんですけど、先ほど申しましたとおり、現契約はあくまで変更ではなくて一旦完全に完了ということで当初予定どおり完了で終わらせて、その後の見直し業務に対して上限1,755万1,000円の中で、現計画から踏まえた見直しで使用するための金額を繰越しをさせていただくということでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 そうすると、最初の契約金が3,000万、約3,000万のやつは3,000で払ってということかなと思ったんですけど、残りの1,000、残りといいますか、繰り越す1,755万は別契約になるのか。それは随意契約で同じところに頼むのか、何かまたさらに入札等かけるのか、どういうふうなことを考えていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 完全なまず別契約となります。その後にもう一つ御質問があった随意契約か否かということなんですけど、まだこれは現時点では決まっておりませんが、いろいろ随意契約、いわゆる別契約とはするものの、実質的には業務を継続することの優位性だとか、例えばそれが現場の調査とか各所の協議だとかベースとなる図面の受託をしているということも考えると、随意契約という方法もありますが、まだ現時点では未定、決まっておられません。

以上でございます。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 では、27ページの歳入の下の競馬場周辺整備事業の寄附金ですけども、5,800万増えていますけど、これが増えた理由、どういうふうに積算されているのかということと、これは、増えた分というのは何に充てられているんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 競馬場周辺整備事業寄附金の増額でございますが、これは日本中央競馬会様から環境整備費が例年どおりの財源が確保された確定が出たことに伴う増

額でございます。

事業費については、これは基本的に一般寄附金ですので、特に大きな意味での充当という概念ではございませんが、道路整備や教育施設の環境整備などに活用させていただいておるというものでございます。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 これはたしか競馬場の周辺のどれぐらいの範囲へとかというのがあったと思うんですけど、それに当たるどういう事業があったのかなと思ったんですけど、その辺りは説明できますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 基本的にはひまわりバスの運営費です。事業費ですとかそういったものや土木課が行っている道路事業などでそういったものを充当させていただいているというところでございます。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、8ページの繰越明許の一番上にあった住民記録電算処理事業、それと、歳出のほうだと45ページの電算関係委託料だと思うんですけど、振り仮名の法整備、そういったシステム改修ということですけど、こういったシステム改修をする背景というのはどういったことがあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） こちらなんですけれども、行政のデジタル化の推進のための基盤整備のためでありまして、氏名の振り仮名を記載して個人データの検索や利活用を容易にし、個人を特定し、交渉するニーズが高まっているため、法改正を行ったということでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 89ページの財政調整基金がかなり、13億というふうにあるんですけども、かなり金額が大きいかなと思うんですが、この積立てが多い理由はどういうことがあるというふうに分析されていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 財政調整基金につきましては、これまでも様々な局面で御説明させていただきましたとおり、今後の様々な行政事業ですとか災害等の対応で30億以上が必要になってくるものですから、そういった必要額を見込んでこの程度の積立てを今回させていただいているというところでございます。

終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんかね。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 補正ですけど、反対にしたいと思います。

理由は本会議等で詳しく述べますけれども、1つはやはり共生交流プラザの指定管理料の追加というところですね。もともと見守りスタッフ、平日の昼間もいるということなんですけども、保護者もいるような状況ですし、本当に必要なのかなというところがまずあるのと、そもそももともと二村児童館がなくなってここに来る子どもが増えたのかなというような経緯を考えると、カラットの指定管理者は子どもの見守りの専門業者ではないので、こういったふうに出すのであれば、やはり児童館としてちゃんと考えるべきだったんじゃないかなというふうに思います。

それから、公用利用分についても、先ほど約3割ということでかなり多くの金額が公用で利用されているということも、ちょっと高過ぎるといいますか、多いのかなというふうに思います。市民活動を推進していただくようにということでお願いします。

それから、あと、振り仮名法整備のそういったシステム改修、振り仮名というところでは必要なのかなというところはあるんですけども、こちらについても多分戸籍法、背景、

戸籍法の改正で、マイナンバーカードによる広域の交付ということで、前回の議論にあったと思うんですけど、そういったことの連携していくものということでもありますので、そういったことも指摘して、以上のところで反対にしたいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論。

副委員長。

○中堀りゆういち委員 賛成の立場で討論させていただきます。

そもそも国とか県とか法改正が本当に多い中で、しっかりとそこに対応されているというのがまず第1で、何もマイナスなことはなく、今のところ私は全て市民の皆様に寄り添っているかなという感じがします。戸籍台帳のほうもほぼが国でしたっけ、10分の9入ってくるというので、早急にこれも手を打っていただいておりますし、公共施設のほうですか、こちらのほうもそれぞれのやっぱり改修見直しから含めて、本当にやっていかないといけない。以前で1回やめてまた新たにやるということは、また問題点とかも含み上げて出されている予算だと思いますので、こういうのはもう早々にやって、なってから何でやらなかったんだというよりはもうやっていただいたほうが私は早いと思いますから、見直しが今回行われるということで、完了してから。これはもうウイークポイントをしっかりと探してもらってまた上げてもらうと。

交流プラザも先ほどと全く一緒に、何かあってから体制が悪かったのかというようなことになれば本当に非常に困ることです。人の命、健康はしっかりと生きた税金の使われ方になってくるのかなというふうに思われます。もともと1億6,000万だったのが、これもやっぱりアップグレードですね、見直したおかげでちょっと上がっていったということになっていると思いますので、下げられるときは下げてくださいという、今回もいろいろと減はありますから、そういうところも含めてまた運営していただければということで、私、中堀りゆういち、賛成で討論いたします。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 手を上げちゃったんで、すみません。

議案第34号、令和5年度の補正予算（第12号）の総務委員会所管部分について、賛成の立場で討論いたします。

歳出については執行残等々ということで、こんなものだろうというふうに思いました。財調に関しましては、やはり積めるときに積んでいただきたいなと思います。何かあったときに財調なくて、資金、枯渇したってなったら、それはそれで何で積んでいなかったんだと言われると思いますので、積めるうちに積んでいただきたいなというふうに思い

ます。

また、先ほどからあります共生交流プラザ等々の指定管理料の増額なんですけども、やっぱり共生交流プラザ、もともとこれ、カラットになる前だと多世代交流等々という、いろんな方がここで交流する施設だという目的があると思うんですよね。このカラットができる前に僕らも視察でいろんなところ、行ってまいりました。そうすると、やはりお母さんがお子さん連れてって、お母さんがちょっと子どもをある程度預けて少し休む時間ができる、そういった場であったりだとか、お母さん同士での交流する、そういったためにはやっぱり子どもがもしもぐずったり等々したら、スタッフさん、見守りスタッフさんがいると安心して利用できるかなというふうに思いますので、これはもうむしろどれだけ増員していただくというのは僕は賛成でございます。まだまだ本当いろいろと理由はありますが、簡単に以上の理由で賛成とさせていただきたいと思います。

○総務委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第34号のうち、本委員会所管部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 分かりました。賛成多数でございます。よって、議案第34号のうち、本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会の報告書については、私に御一任願えるでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、お疲れさまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時53分閉会